新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の医療施設等搬送業務募集要項

１　目的

新型コロナウイルス感染症者が増加する中、感染拡大に備えた医療提供体制・療養体制を確保するため、府内の自宅療養者（以下「患者」という。）の治療のため医療機関など大阪府（以下「府」という。）の指定する場所（以下「医療機関等」という。）への搬送を行うことを目的とする。

２　業務概要

1. 患者等の搬送等における受注者が管理する感染症患者搬送車両（以下「搬送車両」という。）の運行業務
2. 前号の業務を実施するための府との患者搬送のための連絡調整業務
3. 原則として、前号の業務を実施するための病院との患者搬送のための連絡調整業務

３　業務期間

契約締結日から令和３年１２月３１日まで

　　なお、患者の発生状況等、搬送の必要に応じて、期間延長等を行うことがある。期間延長等を行う場合は、府は受注者へ業務期間終了７日前までに協議を行う。

４　業務時間

　　原則として、搬送業務の時間は９時から21時まで（12時間）とする。ただし、不測の事態により、搬送業務中に21時を過ぎた場合は、当該搬送業務が完了するまでとする。

５　受注者の要件

受注者において本業務に必要な法令上の許可等を有していること。

６　業務内容

1. 業務の範囲

ア）業務開始前の準備

イ）運行前準備及び搬送車両の待機場所等の確保

　　ウ）搬送車両の運転

　　エ）搬送完了後の完了報告

　　オ）搬送車両の消毒等

　　カ）その他アからオまでの業務に付帯する一切の業務

　(2)連絡調整

　　患者及び病院との患者搬送のための連絡調整業務

　(3)業務開始前の準備

　　ア）搬送車両は、運転席と助手席の運転エリアと後部座席の乗車エリアに区分し、ビニールシートやアクリル板等で養生テープ等を用いる等により前後の席を遮断する隔壁を設置すること。なお、隔壁は患者とのコミュニケーションが取れるよう透明か半透明が望ましい。

イ）搬送車両及び運転者の感染防護措置並びに搬送車両の消毒等について、契約締結後に受注者に対して別途提示するので、業務期間開始前に府の確認を受けること。

　(4)運行前準備及び搬送車両の待機場所の確保

　　ア）運転者は、毎日、体温を測定し記録し、乗務に適さない体調不良等がある場合、受注者は運転者に対し当日の業務を見合わせさせること。

　　イ）業務時間中の搬送車両の待機場所及び業務時間外の保管場所の確保は、感染防護措置を講じた上で受注者の責任で行うこと。

　(5)搬送車両の運転

ア）運転を行う区間

　　　　・府内医療機関等から患者自宅等

・患者自宅等から府内医療機関等

　　　　・その他、府が指示する区間

イ）医療機関の場所（令和３年８月２７日現在）※

|  |  |
| --- | --- |
| 医療圏 | 医療機関数 |
| 豊能（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町） | 16 |
| 三島（茨木市、摂津市、高槻市、島本町） | 11 |
| 北河内（枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、四條畷市、大東市） | 26 |
| 中河内（東大阪市、八尾市、柏原市） | 13 |
| 南河内（松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村） | 14 |
| 堺市 | 18 |
| 泉州（和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、高石市、忠岡町、熊取町、田尻町、泉南市、岬町） | 19 |
| 大阪市 | 64 |

※医療機関は、地域ごとに追加設置していく予定です。

　　ウ）運転者の感染防護措置

・業務にあたっては、運転者は、患者との接触、感染の恐れのある空間に立ち入ること等、感染の恐れのある行為は行わないこと。

　　　　・患者の搬送時には運転者はマスク及び手袋を装着し、患者の乗降の際には患者が触れた場所に直接触れないよう注意する等、運転者がウイルスに曝露しない感染防護措置を講じること。

　　　　・車内の換気を行うため、搬送車両の空調は外気導入として雨天時でも窓を開けて走行すること。

　　　　・搬送に使用したマスク、手袋は廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

　(6)搬送完了後の完了報告

　　　業務状況の報告には、搬送の車両、日時、区間、人数等を記載することとし、受注者は、業務完了翌日に日報で報告すること。なお、府は必要に応じて受注者に対し随時の報告を求めることがある。

　(7)搬送車両の消毒等

　　　１日の業務終了後に、患者を搬送した後の車内について、患者等が触れた部分については特に念入りに、それ以外の車内全体も含めて高濃度アルコール等の消毒剤を用いて清拭すること。

消毒、清掃作業に当たってはマスク及び手袋等の感染防護措置を講じて実施するとともに、終了後、マスク、手袋、クロス等は廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

７　搬送車両及び数量

　車両については、事業者にて確保すること。

　(1)使用する車両は以下の条件を満たしていること。

ア)運転席と助手席の運転エリアのゾーニングが確実に隔壁等で行えること。

（ビニールシート、アクリルボード等を使用する。また運転席と乗車エリアの

空気循環が起こらないようにすること。）

イ)運転席から乗車エリアのドアの自動開閉ができること。

(2)台数

必要台数は特に定めない。

ただし、患者搬送数の増加等により、搬送車両の追加が必要と判断した場合、府は受注者と協議の上、変更契約により搬送車両の追加を要請することがある。

　(3)自動車保険

　　　搬送車両については、対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害の保証がついた自動車保険に加入していること。

８　管理体制

　(1)業務を円滑かつ確実に履行するため、業務管理責任者を定め府へ報告すること。

　(2)業務管理責任者は、業務を総括管理し、業務に関する府の指示及び連絡を受ける任にあたること。

９　交通事故等の措置

　　業務中に自動車事故等が発生した場合は、速やかにその旨を府に報告し、受注者の責任において適切に事故処理業務等を行うこと。

10　秘密の保持等

　　業務においては、患者等の人権やプライバシーへの配慮等、法令の遵守に努めること。

また、搬送車両の運行にあたっては、アイドリングの禁止等の環境問題に関する法令の遵守並びに交通マナーの向上に関する教育を運転者に対し行うとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密の保持に万全を期すこと。なお、本業務の遂行に関し、府の定める様式により誓約書を提出すること。

11　感染予防策について

　　業務にあたっては、運転者は、患者との接触、感染の恐れのある空間に立ち入ること等、

感染の恐れのある行為は行わないよう感染対策に留意すること。

12　経費の負担

　　この業務実施に要する経費のすべてを受注者が負担する。この経費として次の各号のものを想定している。

　(1)搬送車両の運行上必要な燃料、オイル等の消耗物品

　(2)有料道路通行料等

　(3)その他車検整備等、搬送車両の維持管理に必要な経費

　(4)運転者の感染防止措置に必要な物品及び廃棄等に必要な経費

　(5)搬送車両の消毒等に必要な物品及び廃棄等に必要な経費

　(6)その他受注者が負担することが適当であると認められる経費

13　免責

受注者の運転者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、府はその責任を一切負わない。

14　細部事項

　　この募集要項に記載のない細部事項については、府が受注者に別途指示する。

　なお、受注者の感染対策等については、この募集要項及び府が別途提示するものの他、受注者の責任において適宜実施すること。

15　その他

1. 乗用自動車に関係する法令等の知識の習得など、業務履行に必要な研修は、受注者が責任を持って行うこととする。
2. その他、本募集要項に定めのない事項については、府と受注者が別途協議の上、定めるものとする。